

第 1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

有機農業^aは、化学肥料・化学合成農薬を使用せず、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、農業の自然循環機能を増進するといわれています。

近年、気候変動の影響により台風や豪雨等の災害が多発する中で、有機農業は地球温暖化防止や生物多様性保全等に高い効果を示すことから、その取組拡大は、農業施策全体や農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs^b）の達成に大きく貢献するものです。

本県では、平成27年（2015年）1月に「第2次千葉県有機農業推進計画」を策定し、「ちばエコ農業」^cや「エコファーマー」^dとともに「環境にやさしい農業」の一形態として有機農業の推進を図ってきました。

本計画が平成27年度（2015年度）からおおむね5年間が経過することから、これまでの取組状況、本県農業をめぐる情勢の変化、有機農業の実態等を踏まえて課題を整理し、今後の有機農業の生産と消費の拡大を進め、有機農業に取り組む農業者の所得向上につながるなど、有機農業の発展に資する施策を総合的に推進するため「第3次千葉県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置付け

本推進計画は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。）第7条に規定される都道府県計画として位置付けるとともに、令和2年

^a 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産の方法を用いて行われる農業。

^b Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

^c 通常と比べて化学合成農薬と化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定やこれらの産地などで栽培された農産物について、県独自の認証を行う制度。

^d 土づくり、減化学肥料、減化学合成農薬栽培の計画を作成し、県知事から認定を受けた農業者（個人又は法人）のこと。

(2020年)4月に国が公表した「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

また、推進に当たっては、有機農業に取り組む農業者(以下「有機農業者」という。)等の自主性を尊重するとともに、平成29年(2017年)12月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」や関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととします。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

なお、有機農業を取り巻く情勢の変化や、県全体の様々な計画等の見直しを踏まえ、5年後を目途に中間評価を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第2 有機農業の現状と課題

1 有機農業をめぐる情勢

(1) 千葉県農業を取り巻く現状

本県は、豊かな大地に恵まれ、年間を通じて多種多様な農産物が生産されるとともに、首都圏に位置し、食料の安定供給という面でも大きな役割を果たしています。

一方、農業を取り巻く環境は、国内外の産地間競争の激化、農業者の減少と高齢化の進展、農地の減少や新たな耕作放棄地の発生、更に鳥獣被害の増加など、解決すべき様々な課題があります。

そこで、実需者と産地の直接取引や直売の拡大、消費者のライフスタイルの変化に伴う中食や外食の拡大など販売方法が多様化する中、県産農産物のイメージアップや需要拡大を図るとともに、6次産業化の推進などにより農業者の所得向上を図ることが必要です。

さらに、食や健康に対する消費者の意識が高まる中、GAPの推進、食品表示の適正化や放射性物質のモニタリング検査など食の安全・安心への取組が求められています。

(2) 「環境にやさしい農業」の取組状況

本県では、農業の持続的発展、地域資源の活用、農業者と消費者の提携を基本方向として、生産性の向上を図りつつ環境への負荷を低減し、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」など環境保全型農業を推進しています。

「ちばエコ農産物」の栽培状況は、平成31年（2019年）3月末現在で延べ3,860戸、3,629ヘクタールとなっており、5年前と比較すると、取組農家数、面積ともに減少しています。品目別では、水稻が全体の45%、野菜（ダイコン、ニンジン、キャベツなど）が48%を占めています。

また、「エコファーマー」の平成31年（2019年）3月末現在の認定数は、1,235戸となっており、5年前と比較すると減少しています。

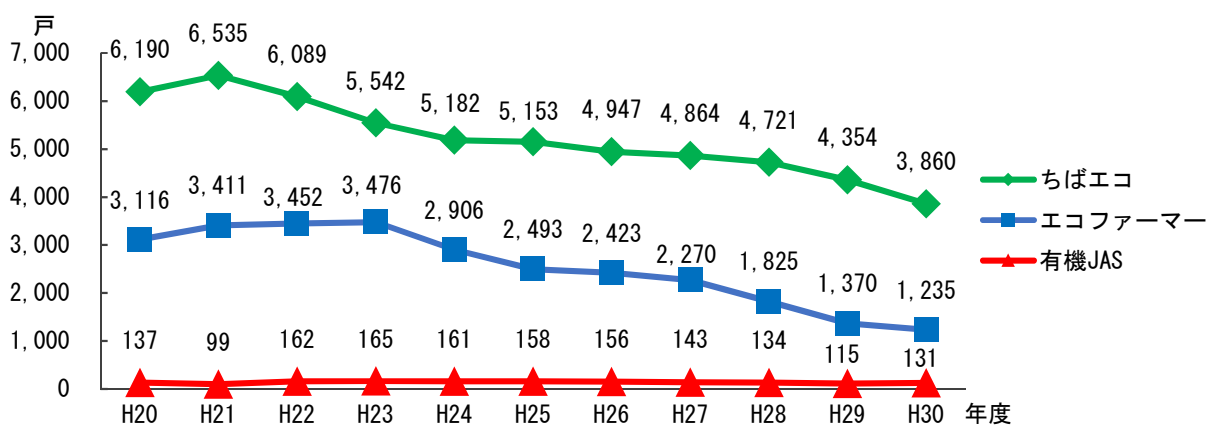


図1 「環境にやさしい農業」に取り組む農家数の推移
(ちばエコは延べ件数)

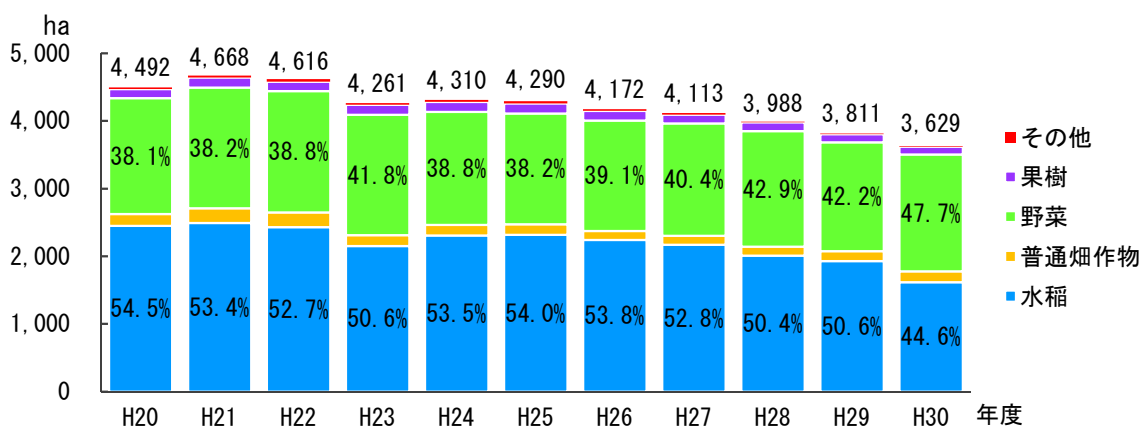


図2 「ちばエコ農産物」栽培面積の推移

2 千葉県における有機農業の現状と課題

(1) 千葉県における有機農業の現状

ア 有機農業の取組農家数と面積

本県における有機農業の取組状況については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認証（以下「有機JAS認証」^eという。）を受けている農家数が、平成31年（2019年）3月末現在で131戸、面積は358ヘクタールとなっています。

また、有機JAS認証を取得せずに有機農業に取り組んでいる農家数は166戸、栽培面積は440ヘクタールと推計され、有機JAS認証と合わせると現在約300戸、800ヘクタールと見込まれ、本県の耕地面積に占める有機農業の面積割合は、0.6%となっています。

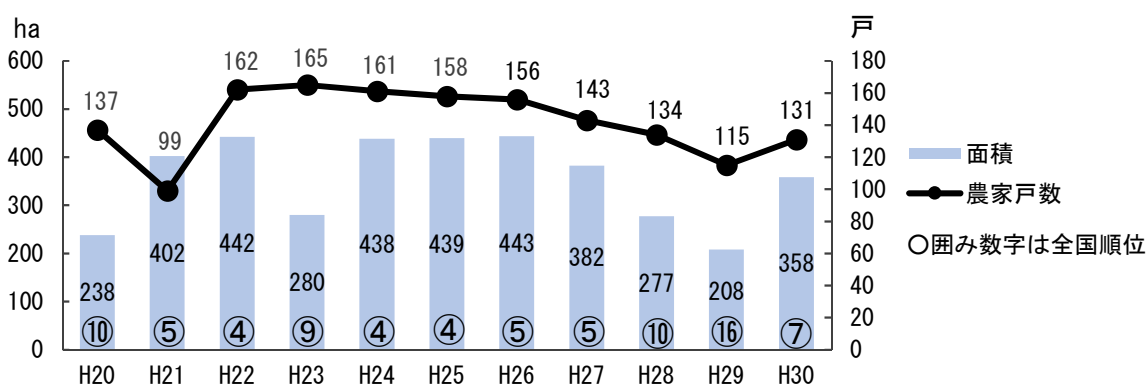


図3 千葉県の有機JAS認証の推移

(農林水産省食料産業局 食品製造課調べ)

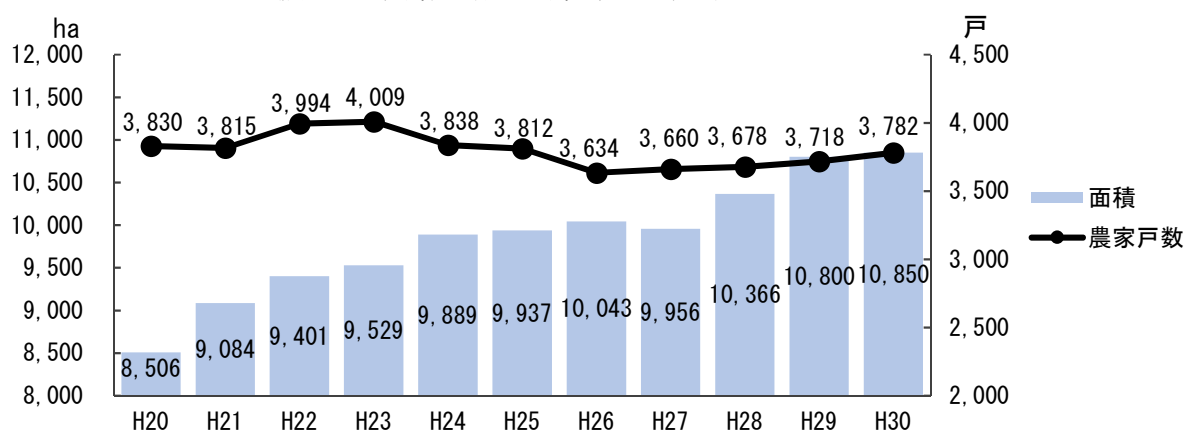


図4 全国の有機JAS認証の推移

(農林水産省食料産業局 食品製造課調べ)

^e JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。農産物及び農産物加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

表 平成30年度有機農業の農家数及び面積の推計

項目		平成30年度	
農家数	千葉県有機農家数	297戸 (0.5%)	
	内訳	有機JAS認証	131戸 (0.2%)
		有機JAS認証以外	166戸 (0.3%)
	千葉県総農家数	62,636戸	
	全国有機JAS認証農家数	3,782戸 (0.2%)	
	全国総農家数	2,155,082戸	
面積	千葉県有機農業取組面積	798ha (0.6%)	
	内訳	有機JAS認証	358ha (0.3%)
		有機JAS認証以外	440ha (0.4%)
	千葉県耕地面積	125,200ha	
	全国有機農業取組面積	23,700ha (0.5%)	
	内訳	有機JAS認証	10,850ha (0.2%)
		有機JAS認証以外	12,850ha (0.3%)
	全国耕地面積	4,420,000ha	

有機JAS認証農家数は、農林水産省食料産業局 食品製造課調べ（平成31年3月31日時点）

有機JASほ場面積は、農林水産省食料産業局 食品製造課調べ（平成31年4月1日時点）

2015年農林業センサス

有機農業をめぐる事情（令和2年9月 農林水産省生産局 農業環境対策課）

（ ）内は総農家数（耕地面積）に占める有機農業の農家数（面積）の割合

表中の数値については、四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある

イ 生産・経営の状況

令和2年度に実施した「県内有機農業に関するアンケート調査（以下「令和2年度県アンケート調査」という。）」によると、品目別では野菜が最も多く、次いで水稻となっています。

また、以前から有機農業に取り組んでいる者（従事年数が21年以上）が22%いる一方で、従事年数が10年以下と経験年数の少ない有機農業者が40%を占めています。有機農業への参入は、農外からの新規参入が46%、他の農法からの転換が28%となっています。

ウ 地域別の取組状況

環境保全型農業直接支払制度^fにおける有機農業の地域別の取組面積は、印旛地域が最も多く、次いで香取地域、山武地域、夷隅地域となっています。品目については、印旛、香取及び山武地域では野菜、夷隅地域では水稻の取組が多くなっています。

エ 農業者の意向

令和2年度県アンケート調査によると、「規模拡大したい」と考える有機農業者が35%います。これらの農業者の多くは30～40代と比較的若いことから、今後、取組面積の拡大が見込まれます。

また、平成30年度（2018年度）に実施した「県内有機農業の取組実態調査（以下「平成30年度県実態調査」という。）」によると、有機JAS認証を取得していない農業者のうち、42%が認証を取得したい、もしくは必要があれば取得したいと考えています。特に、従事年数が1～5年目の有機農業者は53%と高い取得意向を有しています。

^f 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、交付金を交付する制度。

(2) 千葉県における有機農業の課題

有機農業者は、雑草や病虫害防除対策などの共通の課題を抱えていますが、農業者同士の横のつながりが希薄であるため、先進的な有機農業者との結びつきや、技術の確立、指導体制の強化などが求められています。

また、有機農産物の需要を拡大するためには、消費者・実需者等の理解を促進し、流通の改善や生産コストに見合った価格でも消費者が購入意欲を持つようにすることが課題となっています。

ア 生産・経営上の課題

(ア) 栽培技術

平成30年度県実態調査によると、「技術が未確立で、生産量は不安定」(36%)、「技術が未確立で、生産量は確保できない」(3%)との回答が合わせて39%あります。その主な要因は雑草や病虫害であり、栽培技術上の課題となっています。

また、令和2年度県アンケート調査によると、経営規模が横ばい又は縮小している有機農業者の面積拡大を妨げている要因は「雑草対策」であり、労働負担が最も大きい作業でもあります。

平成30年度県実態調査によると、主な技術の習得先については、「有機農業者同士の情報交換」(74%)や「自らの経験」(66%)となっています。

さらに、有機農業以外の農地と隣接した農地で有機農業に取り組む場合は、病虫害や雑草の発生抑制対策、隣接ほ場からの農薬の飛散防止対策など、周辺の農業者との調整や地域の理解を得ることが重要です。

(イ) 経営

平成30年度県実態調査によると、経営状況については、「やや不安定」(33%)、「経営が成り立たない」(21%)との回答が合わせて54%あります。その主な要因は、希望価格での販売、コストの低減、労働力の確保等であり、経営上の課題となっています。

また、令和2年度県アンケート調査によると、有機農業者の団体を必要とする有機農業者は43%おり、既に団体を設立又は所属している者も28%います。

今後、有機農業者だけでなく実需者等で構成される推進組織を「必要」と回答した有機農業者が76%、そのうち「参加したい」と回答した有機農業者が70%いることから、栽培技術を情報共有するための有機農業者同士のネットワークの強化だけでなく、販路拡大等に向けた有機農業者や実需者等のネットワーク化が必要とされています。

(ウ) 新規参入・転換参入

令和2年度県アンケート調査によると、有機農業への新規参入や転換参入には、農地の確保のほか、経営が軌道に乗るまでの運転資金の手当て、販路の開拓などが課題となっています。

農地の確保については、有機JAS認証取得に早期に取り組みやすい荒廃農地を活用し、さらに農地を集約することも方策の一つとして考えられます。

イ 消費・流通・販売上の課題

(ア) 消費者の理解

平成30年度(2018年度)に実施した「県政に関する世論調査」では、有機農業により生産される農産物に対するイメージについて、5年前と同様に「安全・安心」が84%と最も高く、以下、「価格が高い」(58%)、「環境にやさしい」(58%)と続いています。「環境にやさしい」と回答した消費者の割合については、5年前の45%と比べて13ポイント上昇し、「有機農業が環境にやさしい農業」であると理解する消費者が増加しています。

一方、有機農業により生産された農産物の購入頻度については、「よく購入する(週に1回程度)」と回答した消費者の割合は10%であり、5年前の8%と比較して増加しているものの、低い水準にとどまっています。

有機農業が「環境にやさしい農業」であるという消費者の理解は進んでいるものの、購入に結びついていない現状であることから、消費者の購入意欲を高める必要があります。

(イ) 流通・販売

令和2年度県アンケート調査によると、流通・販売の課題は「希望価格での販売」や「販路確保」となっています。

現状の販売先として最も多いのは「直売所」ですが、希望の販売先は、宅配など消費者への直接販売や、有機農産物の販売を扱う業者との契約販売であり、販売先にミスマッチが生じています。

また、スーパーなどの量販店に販売する際に求められる有機JAS認証は、「認証取得のための事務手続きが負担」、「有機JAS認証を取得しても有利販売ができない」などの理由で認証取得をやめる有機農業者がいる一方で、有機農業者から行政に対して「有機JAS認証の助成」が求められています。有機JAS認証の取得は、有機農業者の経営判断によりますが、認証を取得しやすい環境づくりが必要です。

第3 有機農業の推進・普及目標

1 有機農業の拡大

本県の有機農業の取組面積を、現状800ヘクタール程度から、令和12年度（2030年度）までに1,200ヘクタールまで拡大させることを目指します。

2 有機農業者数の増加

1の面積目標を達成するために、有機農業者数について、現状約300人を令和12年度（2030年度）までに480人に増加することを目指します。

3 有機農業に対する消費者の理解の増進

週1回以上有機農産物を購入する消費者の割合について、現状10%を令和12年度（2030年度）までに12%にすることを目指します。

4 有機農業に関する普及指導の強化

国際水準の有機農業に関する研修を受講し、農業者に指導及び助言できる指導員数を、令和12年度（2030年度）までに累計20人にすることを目指します。

第4 有機農業の推進方向と施策

1 有機農業の生産拡大に向けた支援

<推進方向>

有機農業を拡大していくためには、国と県の試験研究機関が連携し有機農業の技術確立を図るとともに、新規参入者や既に有機農業に取り組んでいる農業者に対して、有機農業に関する技術や知識、制度等を周知していく必要があります。

そこで、各種課題の解決が図られるよう有機農業者や実需者等のネットワーク化を進めるとともに、研修会の開催、国際水準の有機農業を指導及び助言できる指導員の育成、各種施策の活用、有機農業に適した農地の確保などに取り組んでいきます。

<推進施策>

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

ア 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

(ア) 新規参入者が先進的な有機農業者の下で栽培技術や経営のノウハウを習得できるよう、有機農業者同士の連携やネットワーク強化への支援に努めます。

(イ) 有機農業への新規参入を円滑に進めるため、県行政機関、県立農業大学校、新規就農相談センター、農地中間管理機構⁸、市町村、農協等の関係機関が連携して相談を受け、各種支援制度が活用されるよう情報提供に努めます。

イ 有機農業の取組に対する施策

(ア) 有機農業に関する知識や技術を習得する研修会や、農業者の情報交換の機会として交流会を開催します。

⁸ 農地を借り受け、保全管理し、まとまりのある形で担い手に貸し付ける農地中間管理事業を行う農地の中間的受け皿となる組織。本県では、平成26年4月に公益社団法人千葉県園芸協会を機構に指定。

(イ) 国や民間等が実施する研修受講により、国際水準の有機農業の取組を指導及び助言できる指導員を育成します。

(ウ) 有機農業に係る経費の負担を軽減するため、環境保全型農業直接支払制度、機械や資材の導入を支援する「環境にやさしい農業」推進事業などの各種支援制度を周知し、活用を進めます。

(2) 有機農業を通じた地域農業の振興に関する施策

ア 物流の円滑化や販路拡大などに向けて、有機農業者や実需者等のネットワーク化を支援します。

イ 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」と連携し、地域で有機農業を支える「有機の里づくり」など、有機農業を通じた地域農業の振興に努めます。

ウ 県内における有機農業の取組を広く紹介し、学校給食への県産有機農産物の導入が図られるよう、必要な支援に努めます。

エ 農地中間管理機構と連携して、借受希望者の有機農業ニーズに応じた農地の確保に努めます。

2 販売機会の多様化に向けた支援

<推進方向>

消費者や実需者が容易に県産の有機食品を入手できるような環境づくりを進めるためには、販売先とのマッチングを通じ、有機農業者が取引先のニーズ等を把握した生産を進める必要があります。

そこで、有機農業者に対して商談会等への参加を促し、必要に応じた有機JAS認証取得への支援に努めます。

<推進施策>

(1) 農産物の流通・加工・販売に関する施策

ア 販売機会の多様化に向けて、国、県及び民間団体が主催する商談会等へ有機農業者が積極的に参加できるよう支援します。

イ 県内企業等との農商工連携や6次産業化などにより販路の確保を志向する有機農業者に対し、必要な情報提供に努めます。

(2) 有機JAS認証を取得しやすい環境づくりに関する施策

ア 有機JAS制度に関する研修会を開催し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）等の知識の習得を進めます。

イ 取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じた有機JAS認証取得への支援を進めます。

3 消費者・実需者等の理解の増進に向けた支援

<推進方向>

有機農産物の流通を拡大するためには、有機農業者と消費者、流通業者、実需者等が互いに理解することが必要です。

そこで、表示制度や有機農業が有する様々な機能などの普及啓発を図るとともに、地域での食育、地産地消、農業体験学習等の取組を促進し、有機農業者と消費者・実需者等との交流、情報交換の機会を設けるなどニーズの把握や需要拡大に努めます。

<推進施策>

(1) 消費者・実需者等の関心と理解の増進に関する施策

ア JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、特別栽培農産物の表示ガイドライン^hとの相違等について、消費者等への周知に努めます。

イ 消費者向けフォーラムの開催などを通じて、消費者等に対し、有機農業が

^h 化学合成された農薬や肥料を減らして栽培した農産物について、消費者がこれらの農産物を購入する際の目安となるよう、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき生産や表示の一定の基準を農林水産省が定めたもの。「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って生産された、地域の慣行レベル（各都道府県が定める）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下、化学肥料の窒素分量が5割以下で栽培された農産物を特別栽培農産物という。

有する自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の様々な機能について、知識の普及啓発に努めます。

(2) 有機農業者と消費者・実需者等の相互理解の増進に関する施策

ア 消費者・実需者等に向けて有機農業の取組を紹介するガイドブックを作成・配布するなど、互いの理解を深めるための取組に努めます。

イ 県産有機食品を取り扱う小売事業者等と連携し、県産有機食品の需要喚起に努めます。

ウ 家庭、学校、地域など様々な場面で行われる食育活動や有機農業者と消費者との交流活動などの場を活用し、消費者等の有機農業への理解を深め、県産有機農産物の消費拡大に結びつくよう努めます。

4 技術の開発と普及の促進

<推進方向>

有機農業の取組を拡大していくためには、栽培技術上の様々な課題を解決し、安定的な品質・収量の確保や経営的なリスクの軽減を図る必要があります。

そこで、これまで開発された技術や県内外で先進的に取り組まれている技術について科学的な評価を進めるとともに、現地での実証を行うなど、有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組んでいきます。

<推進施策>

(1) 有機農業者が必要とする技術を的確に把握し、研究開発に反映させるよう努めます。

(2) 国、県、有機農業者、民間団体等で開発された技術を組み合わせ、県の研究機関や現地での実証を行うなど、省力化や軽労化につながる除草技術など有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組むとともに、スマート農業技術の導入実証に努めます。

(3) 家畜ふん堆肥や稲わら堆肥等、地域の有機質資源の利活用が促進されるよう情報提供に努めます。

5 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

<推進方向>

有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体、流通業者、実需者、消費者、農業団体等と連携・協力し、情報共有を図りながら、有機農業に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、その効果を高めるよう取り組んでいきます。

<推進施策>

- (1) 市町村や関係機関との連携を図り、有機農業の推進に関する施策を一体的に推進します。
- (2) 県庁内において有機農業を推進するための検討会議を開催し、関係部署と連携しながら本推進計画を着実に実行していきます。
- (3) 有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ、流通業者、実需者、消費者、農業団体等で構成する推進組織において、本推進計画に基づく推進方向や施策について検討します。
- (4) 市町村に対して必要な情報提供を行うことにより、各地域の有機農業の状況を踏まえ、先進的な有機農業者や農協等と連携し、市町村が適切な指導・助言等を行えるよう相談体制の強化に努めます。

第5 その他必要な事項

1 調査の実施

有機農業の推進に必要な情報を把握するため、有機農業により生産される農産物の生産、流通・販売に関する団体、その他の有機農業の推進に取り組む団体等の協力を得て、必要な調査の実施に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者、関係者及び消費者等の意見や考え方を反映させるよう努めます。